

広報 つつじ野

(昭和56年5月1日、創刊)
つつじ野団地管理組合
Tel. 2953-7876
Fax. 2952-1499
平成30年2月25日
第805号

＝マンションみらいネット登録全国第1号管理組合＝
当管理組合は組合員全員による自主管理で運営しています

「お互いさま」の心と「支えあい」で日本一の団地を作ろう！

主な掲載内容

- ① 駐車場抽選・選定を行います
- ② 給排水管改修工事中（中高層棟・メゾネット棟）のリフォーム工事について
- ③ 給排水管改修工事にかかる工事実施済住戸への返戻手続きについて
- ④ 防災訓練を行います（居住者対象）
- ⑤ 2・3街区テラス玄関ドア交換工事完了しました
- ⑥ 1月度の不法駐車を公表します
- ⑦ 1月度のゴミ違反を公表します

添付：地区委員ニュース第78号、駐車場配置図

駐車場抽選・選定を行います

平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）の駐車場の抽選・選定作業は次の要領で実施します。*天候にかかわらず実施します。

- **抽選日・場所**：3月4日（日）管理組合内作業用具置場（管理棟北側フェンス入口から係員の誘導により入場します）
- **抽選受付**：午前8時～午前9時25分まで
注意！ 午前9時25分以降は、受付できません。
- **抽選**：受付順に選定順位を決める抽選を行い「選定順位票」をお渡しします。
・「賃借人の方」には、賃借人専用の「選定順位票」（金子駐車場用）をお渡しします。
・「抽選されない方」は、駐車場の選定はできません。本人が来られない場合には必ず、**代理人を立ててください**。（なお、管理組合役員と事務局職員は代理人となるできません）
- **選定場所**：第三集会所
- **受付**：抽選結果の選定順位に従って行います。

<選定順位と時間は以下の通りです。>

- ★ 1～100番：午前 9:30～
- ★ 101～200番：午前 9:55～
- ★ 201～300番：午前10:25～
- ★ 301～400番：午前11:00～

★選定時間に遅れた場合は、**順番通りの選定ができなくなりますのでご注意ください。**



1. 選定順位に従って待機場所に入場してください。
2. 待機場所で選定時の注意点を説明します。
3. 選定順位に従って選定会場に入場してください。
4. 入場受付で「選定順位票」を渡し、マジックインキを受け取ってください。
5. 希望する駐車場所を選び、選定表（壁掛）の駐車場番号欄に氏名（フルネーム）をマジックインキで記入してください。
6. 選定受付に選定した「駐車場番号」を伝え、選定した場所の「街区別駐車場台帳」（選定受付の机上）に、街区・号棟・号室・氏名（フルネーム）を記入してください。
7. 「契約書」を2通受け取って、退場してください。

注意1：賃借人の方は金子駐車場しか選定できませんので、ご注意ください。

注意2：選定表記入後の変更はできません。また、「選定表」の記入内容と「街区別駐車場台帳」の記入内容が異なる場合は、**「選定表」を優先**します。

注意3：駐車場所については係員に確認されても対応はできませんので、**本号添付の駐車場配置図**を参照し、事前に駐車場周辺の状況などを確認してください。

注意4：駐車場には、樹液や野鳥の糞害が避けられない場所があります。

一旦選んだ場所に変更できませんので、選定の際はご注意ください。

- **契約書提出**：「契約書」は必要事項を記入し捺印の上、1通を3月11日（日）午後5時までに管理組合事務所窓口に提出ください。金子駐車場も同様です。期限までに「契約書」が提出されない場合は、「キャンセル扱い」となります。
- **空き待ち登録**：3月4日（日）午後3時～5時まで、管理組合事務所窓口で受け付けます。空きが発生した場合、この選定順位に従って「契約」を行います。ただし、上記受付時間外受付については、「一般空き待ち扱い」となります。
なお、団地外駐車場（抽選対象外）の斡旋はしておりませんが、団地内駐車場を選定できなかった方に、団地周辺駐車場の情報を紹介します。（団地周辺駐車場案内を管理組合事務所窓口で配付しております）。ただし、団地外駐車場（抽選対象外）に関するお問合せや「契約」は、各自で行うこととなりますので、よろしくお願いいたします。

●金子駐車場の取り扱いについて

（1）継続使用の希望者について

「平成30年度年駐車場抽選・選定」

- ① 駐車場抽選・選定手続きは、これまでと同様とします。
- ② 平成31年度以降も同じ場所の駐車場使用を認めるものとします。（2台目は不可とします）

「平成31年度以降の駐車場抽選・選定」（継続使用の場合）

- ① 金子駐車場継続使用申請書（書式作成）を併せて提出していただきましたら契約書をお渡しします。
- ② これにより抽選・選定手続きは不要となります。また、敷金の返還・納入手続きも不要となります。

（2）継続使用を希望しない方について

これまでと同様とします。

給排水管改修工事中（中高層棟・メゾネット棟） のリフォーム工事について

日本設備工業(株)及び管理組合から再度お願い致します。
給排水管改修工事は本年1月より街区別・建物区別に工事説明会を開催した後に順次着工し、平成31年4月に完了する予定です。

このような状況の中で、本給排水管改修工事（以下「本工事」という）とは別にリフォーム工事等を他の工事業者へ依頼されている居住者もおられると思いますが、次の理由により、本工事を円滑に行うために工事期間内は、「止むを得ぬ事情によりこの期間に行う必要のある工事」以外はできるだけ控えて下さいませよう、ご理解・ご協力を賜りたく、お願い致します。

- 本工事は、事前に各居住者のスケジュールを伺った上で、決められた日程・時間で実施されております。各戸の専有部にて他の業者がリフォーム工事を同時に実施することにより、本工事（給排水管改修工事）作業時間の遅れが発生する恐れがあり、他の居住者方にご迷惑をお掛けする可能性があります。
- マンションを傷付けないよう、充分配慮しながら工事を進めておりますが、各戸専有部リフォームと同時に工事をしている期間に、万が一、共用部及び専有部の物損が発生した場合、責任の所在が不明確となりトラブルにつながる可能性が高くなります。
- 本工事に関わる工事用資材は、事前に調整して敷地内の決められた箇所に仮置きするようにしております。各戸専有部リフォーム用資材を事前調整なしで仮置きした場合、工事用資材との混乱を招く恐れがあります。 なお、止むを得ぬ事情により本工事と同時期にリフォーム工事等を行う必要がある場合は、管理組合へ事前申請をした上で、事前に給排水管改修工事会社である日本設備工業(株)へ必ずご連絡をさせていただき、日程等調整を行っていただきますよう、お願い致します。

事前に調整がなく各戸専有部でリフォーム工事等が始まり、本工事に影響を及ぼすと判断された場合、工事を中止していただくこともございますので、ご了承願います。

工事中は何かとご不便・ご迷惑をお掛け致しますが、皆様のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

給排水管改修工事にかかる 工事実施済住戸への返戻手続きについて

- 1 返戻する額について
 - (1) 返戻額は、日本設備工業(株)が今回実施予定の専有部分給水給湯管更新工事が必要ないと判断できる部分の工事費相当額（材料費等）となります。
 - (2) 専有部分給水給湯管更新工事が必要ない部分の判断は、当該住戸が実施した更新範囲及び配管の種類（配管の材料）を確認して行います。
このため、返戻額は、当該住戸がリフォーム会社等に実際に支出した専有部分給水給湯管更新工事費用ではありません。
- 2 返戻する手順

返戻する具体的手順としては、①給排水管改修工事（専有部分）実施済届出書の提出、②日本設備工業(株)による届出書の実施済工事内容の確認、③返戻額の算定、④返戻となります。

- 3 給排水管改修工事（専有部分）実施済届出書の提出
 - (1) 届出書（用紙）は、管理組合窓口で配付しています。
届出書（2部）は管理組合窓口へ提出してください。
 - (2) 届出書の提出について
当該住戸の排水管更生工事予定日の2週間前までとします。
2週間後から排水管更生工事終了までに提出した場合
排水管更生工事日に実施済工事内容の確認ができない場合には、別の日に行うこととなります。なお、確認調査費用を別途負担していただく場合があります。
- ・届出書に添付する書類
リフォーム時の見積書、実施図面・写真等があれば添付してください。
 - ・給排水管改修工事実施内容の確認
日本設備工業(株)が当該住戸の排水管更生工事を実施する際に行います。
（メゾネット棟は、給水給湯管更新工事を実施する際に行います）
 - ・返戻額の算定や返戻方法等について検討を進めております。

防災訓練を行います（居住者対象）

- 実施日 : 3月18日（日）午後2時～午後4時
- 対象住居 : 1街区22・23・24号棟（100戸）
- 実施場所 : 第三集会所、専用会議室、1街区該当号棟
- 参加者 : 自主防災会役員、管理組合役員、自治会役員、地区委員、1街区該当号棟の居住者（他の街区居住者の方の参加は不要です。）



- 今回の想定
平成30年3月18日（日）午後2時 大地震発生！
東京湾沖を震源とする地震が発生し、狭山市には震度6弱の地震が襲った。固定していない家具の多くは転倒し、電気・ガス・水道・通信・輸送などのライフラインは全て断たれた。

- 今回の目的
震災時等活動マニュアル（案）に沿って、1日目の活動シミュレーションを実施します。その中で訓練の課題を明らかにし、今後の試行訓練に活かしていきます。

2・3街区テラス玄関ドア 交換工事完了しました

2・3街区テラス玄関ドアの交換工事が予定通り無事終了いたしました。住民の皆さまのご理解とご協力を感謝いたします。

- ・ 第37回通常総会において承認
- ・ 施工業者：(株)三協リフォームメイト
- ・ 平成30年1月15日～2月16日 交換工事実施



お知らせ

★給排水管改修工事が始まりました。工事用機器、工事車両、工事用ホース等に注意してください。特に小学生の登下校時には注意を促してください。

月	日付	会議・行事	月	日付	ゴミの収集(火、金はもやすゴミ)
3月	3日(土)	第10回地区委員会	2月	26日(月)	古紙古布
		第20回理事会		28日(水)	燃やさないゴミ
	4日(日)	平成30年度駐車場抽選・選定	3月	1日(木)	プラスチック
	10日(土)	第1回次期理事候補者会議		5日(月)	ビン・缶・乾電池
11日(日)	第8回自主防災会幹事会 第18回長期修繕委員会	8日(木)		プラスチック	

1月度の不法駐車を公表します

不法駐車は、地区委員(生活秩序担当)の方が日々の状況を確認し、公表しています。継続して団地内の皆様のご協力をお願いします。



◇1月の不法駐車車両は35台、バイクは4台という結果でした。
◇不法駐車悪質車両の内容(過去3ヶ月5回以上不法駐車車両)

回数	番号	車種	色	場所	時間帯
12	狭山市バウクー2107	ヤマハAPR10	黒	1街区22駐輪場	終日
10	所沢502てー59	ホンダスパイク	白	1街区23前	終日

1月度のゴミ違反を公表します

ゴミ集積所の点検は、地区委員(環境保全担当)の方がゴミ回収時の状況(回収日でないゴミ、回収後に出しているゴミ)を確認し、公表しています。1月度のゴミ違反数は28件確認されました。うち回収後に出しているゴミ違反は、プラスチック2件ありました。

◎生ごみを集積所に出す時の注意点

- カラスの食べそうな廃棄物は見えない様にする。
- 集積所の防虫網から、はみ出さない様にする。
- 回収時間内にゴミ出しをする。



※広報803号(1月25日)掲載分のなかで、不適切な文章がありました。お詫びして訂正いたします。

- ・「カラス」に対し危害を与えるような行動を記述しましたが、「カラス」に依る報復行動が多く確認されています。特に4月から7月の繁殖期には、巣に近づいただけで襲われた事例もあります。
- ・「カラス」に対する行動は十分注意するように、お願い致します。

理事会の議題

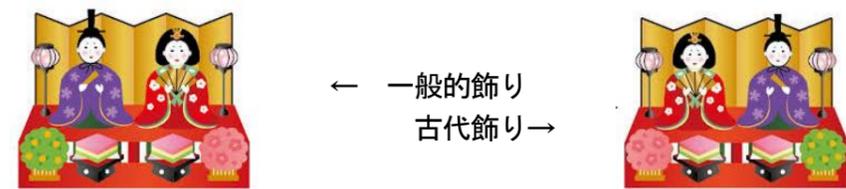
●第19回理事会(2/17): 給排水管改修工事進捗状況/1月分会計報告/平成30年度事業計画(全体)/平成30年度予算検討/総会特別提案議案/火災保険・施設賠償責任保険契約/平成30年度駐車場優先選定者決定/役員留任者の決定 他

理事会の予定議題

●第20回理事会(3/3): 平成30年度駐車場抽選・選定最終確認/平成30年度事業計画/平成30年度予算検討/第4回理事研修会内容/第3回地区委員研修会内容 他

“ささえ愛つつじ野”からののお知らせ お問い合わせ・お申し込み **090-4360-1233**

- ☆健康体操 : 3月6日(火)、13日(火)、20日(火) 13時30分から 参加費500円/回
- ☆うたごえサロン : 3月22日(木) 14時から 参加費300円(コーヒーカップご持参ください)
- ☆絵手紙教室 : 3月14日(水)、28日(水) 10時から 参加費100円/回
- ☆脳トレ麻雀 : 3月 毎週(水、土曜日) 13時から(初心者向け毎週月曜日13時から) 無料
- ☆手芸カフェ : 3月 毎週(金曜日) 13時から 無料
- ☆編み物カフェ : 3月 毎週(水曜日) 9時30分から 参加費100円/1回



編集後記

春の足音が聞こえます。三月三日は「桃の節句」です。内裏雛の並べ方で迷った事はありませんか？

京都では向かって右に男雛、左側に女雛を飾ります。古来、陰陽説から来たようです。舞台の上手、下手の位置も上下関係を現しています。

現在では逆に男雛を向かって左に飾るのが主流の様です。国際化も影響しているのでしょうか。結婚式でも新郎の左側に新婦がいます。

街でカッパルを観察したところ七割が男の左手で女の右手を握るとの事です。

「利き手で敵を倒し女性を守る」「利き手を自由にすることで相手を支配したい」という心理の表れだそうです。

「利き手を不自由にすることは、相手に依存したがる傾向がある」様です。

あれから四〇年、外で手をつなぐのは「ころばないため」以外の何ものでもなくなりました。

(広報 山口)

当団地では犬猫の飼育は規約で禁止されています。
規約を遵守し皆で住み良い団地を目指しましょう。